

新型コロナウイルス対策行動計画

制定	令和2年3月13日	Ver. 1
改定	令和2年3月31日	Ver. 1-1
	令和2年4月21日	Ver. 2
	令和2年5月14日	Ver. 3
	令和2年6月1日	Ver. 4
	令和2年6月22日	Ver. 4-1
	令和2年7月28日	Ver. 5
	令和2年12月1日	Ver. 6
	令和3年3月18日	Ver. 7
	令和3年4月26日	Ver. 8
	令和3年8月4日	Ver. 9
	令和4年7月15日	Ver. 10
	令和4年12月26日	Ver. 11
	令和5年3月6日	Ver. 12

1 基本方針

本行動計画は、学生及び教職員の新型コロナウイルスによる健康被害を抑え、本学が果たすべき教育・研究・社会貢献活動への影響を最小限に止めることを目的に策定するものである。

新型コロナウイルスは、増殖や感染を繰り返す中で徐々に変異をしていくことが知られており、今後の判明事実や国等の対策方針を踏まえながら、本行動計画も柔軟に適用するとともに、局面に応じた標準的な対応を示す対応指針及び具体的な対応をまとめたマニュアルを別途作成し随時更新する。

2 対策本部

感染の予防や対策を講じる体制として、本学に以下の組織を設置する。

(1) 岩手県立大学危機管理対策本部（新型コロナウイルス対策）

- ・ 本部長：理事長、副本部長：学長、本部長補佐：健康サポートセンター長
- ・ 本部長員：各副学長、高等教育推進センター長、各本部長、各学部長、高推センター各部長、各室長、宮古事務局長
- ・ 事務局：総務室

(2) 新型コロナウイルス対策連絡調整会議

- ・ 構成員：副学長（総務担当）、学生支援本部長、健康サポートセンター長、各室長等

3 情報の収集・提供

新たな国の対応等を早期に把握し、本部内で共有し学内の対策等に反映させる。

学内掲示板による通常の情報提供に加え、大学HPに専用ページを設け情報を提供する。

感染防止対策などの重要度の高い情報は、学生等に対しメール等で情報提供する。

感染の疑いがある者が学内で発生した場合、必要に応じて緊急連絡網を通じ各本部長員に情報提供する。

なお、学生等からの報告・相談窓口は、滝沢キャンパスは健康サポートセンター、宮古キャンパスは宮古事務局とする。

4 感染拡大防止

国の基本方針や県の対策を基本とし、他大学の対応や感染拡大状況を踏まえた対応とする。

感染状況の変化が速いことから、対応の詳細については、通知等により随時周知する

(1) 予防の徹底

学生及び教職員に対し、マスクの着用、手洗いや咳エチケットなどの国が示す予防対策を徹底させる。

(2) 海外渡航の留意事項（詳細は、「海外渡航への対応マニュアル」参照）

学生及び教職員の海外渡航は、外務省の感染症危険情報レベルに応じて判断する。

海外渡航する学生及び教職員に対しては、海外渡航届を事前に提出させ、帰国後に変更事項等を報告させる。

新型コロナウイルスに関して外務省から発せられた感染症危険情報に記載のある国や地域（レベル4、3、2、1）から帰国した学生及び教職員に対し、帰国日を0日として帰国後7日の間、外出を避け自宅待機とする。

なお、自宅待機期間の短縮については帰国後2日目（帰国日を0日）以降にPCR検査（※）を行い「陰性」が確認され、学生については学生支援本部、教職員については所属長に報告した後に出勤又は登校ができるものとします。（最短で帰国日を0日として3日目から出勤又は登校が可能となります。）

（※「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」と表示された抗原定性検査キットによる検査を含む／「研究用」検査キットは除く。）

また、海外帰国者は「健康記録票（海外帰国者用）」を記録し、自身で体調管理し、発熱等の風邪症状がある場合に限り、滝沢キャンパスは健康サポートセンター、宮古キャンパスは宮古保健室（以下「健康サポートセンター等」という。）に毎日メール等にて報告してください。

(3) 国内移動の留意事項（就職活動に関する詳細は、「就職活動に関する国内移動マニュアル」参照）

ア 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されている地域との不要不急の往来は、自粛すること。

なお、「不要不急の往来」に該当しない場合は、次の例による。

- ・リモート対応が困難な業務による出張
- ・病院への通院
- ・親などの介護
- ・入学試験

イ 緊急事態宣言が発令されていない地域であっても、岩手県ホームページに「感染が拡大している地域」、「外出の自粛等が要請されている地域」として掲載されている地域との往来は、慎重に判断すること。

(4) 重症化リスクへの対応

国の「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」（以下「相談受診目安」という。）で示している糖尿病や心不全などの基礎疾患を有する学生及び教職員の実態を把握し、重症化リスクについて個別に周知する。

5 感染が疑われる場合の対応（詳細は、「感染が疑われる場合等の対応マニュアル」参照）

国の相談受診目安における受診・相談センター（以下「相談センター」という。）への相談目安（息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある場合など）に該当する学生及び教職員には、相談センターに電話相談させ、ウイルス検査の実施の有無などの相談結果を大学に報告させる。

相談の結果、指示や措置等があった場合は、その指示等のある間、随時状況を報告させ、報告内容を集計した上で、対策本部内で情報を共有し学内対策等に活用する。

また、保健所等からの連絡により新型コロナウイルス検査を受ける場合又は同居者が感染した場合等も内容を大学に報告させる。

6 感染した場合の対応（詳細は、「感染が疑われる場合の等の対応マニュアル」参照）

ウイルス検査で陽性反応があった学生及び教職員については、就学・就業上の支障を軽減するよう支援する。

治療等に関しては指定医療機関等の対応に委ね、保健所の積極的疫学調査（感染経路・濃厚接触者調査等）に対応する。

感染者の学内滞在が確認された場合、必要に応じて大学施設の必要な範囲を消毒する。

学内で感染者が発生した場合は、文部科学省の通知等に沿って、休講措置、一部機能の縮小、大学閉鎖等を検討する。

7 授業・実習等への対応（詳細は、「授業・実習等への対応マニュアル」参照）

大学にとって最も重要な学生に対する教育機会の提供については、最大限の措置を講じながら継続する必要があることから、感染が発生した際の対応を予め定め、授業・実習等への影響を最小限に抑える。

8 各行事等への対応（詳細は、「各行事等への対応」参照）

国の基本方針や他大学の対応、感染拡大状況等を踏まえ、学生及び教職員の健康維持を最優先に考慮し、開催の延期・中止等を検討する。

当面、下記行事等について検討し、中止等を決定した際は、速やかに関係者に周知する。

- ・ 入学試験
- ・ 合同企業説明会
- ・ 学位授与式・伝達式
- ・ 謝恩会・送別会
- ・ 入学式
- ・ オープンキャンパス

開催等の検討状況・結果については、別に取りまとめる。

9 欠席・休暇の扱い（詳細は、「感染等に伴う欠席・休暇の扱い」参照）

学生及び教職員の休みやすい環境を整えるため、学生の出席停止措置の柔軟な運用や補講の開講、教職員の病休や特別休暇、職務専念義務の免除などの柔軟な運用に努める。

10 メディアセンター（図書部門）の対応（詳細は、「メディアセンター（図書部門）」参照）

メディアセンター（図書部門）及び多目的スペース「風のumont」の利用者に対して、感染拡大防止の注意喚起及び協力要請を行うとともに、館内環境への配慮により感染拡大リスク（密閉・密集・密接）の低減に努める。